

市町村を支える大阪府の役割の発揮、国への働きかけを要求

衛都連は11月1日、府市町村課と交渉し、各自治体の労使交渉を尊重し、府の役割を発揮するよう求めました。最低賃金が28円引上げられた中、府内の自治体では最賃すれすれのところもあると指摘。市町村課は「最賃割れも含め、調整

機能を果たしていないという問題意識はある。府市長会から要望もあり、国にも伝えていく」としました。また、人事評価制度を強要しないよう求め、市町村課は「どのように活用するかは市町村の判断である」と答えました。

21人勧の一時金引下げ問題で市町村課は、「押しつけることはない。各市町村において適切に決めていただきたい」と答えましたが、「国を上回る期末手当を支給すると交付税措置が行われる」としたため、「財政制裁的な介入を容認してはならない。それこそ不適切だ」と厳しく指摘しました。

国の非常勤職員と会計年度任用職員は同じ位置付け

衛都連は「国の非常勤職員については一時金格差がなくなった。人勧では、一般職員と再任用職員の一時金支給月数が異なることから、削減月数を変えた。今回、会計年度任用職員について0・15月引下げを行う根拠はない」と追及。これに対し市町村課は「人事院勧告では一般職員と再任用職員の引下げ率が異なるの



大阪府市町村課と交渉する衛都連代表

も指摘のとおりである」と認めました。

定年引上げは市町村の条例で定める事(柄)も多い

定年引上げでは、「希望するすべての職員が年金支給まで働き続けることがで

きる権利を保障することが基本」と指摘し、国への働きかけを求めました。市町村課は「市町村の条例で定めることも多い。職員団体と協議して、情勢適応の原則、均衡の原則を踏まえて適切に決めてほしい」と述べるにとどまりました。

維新政治14年 府内自治体の現状と課題

「大阪の自治体まるわかり研究会」(仮称) はじめるよ

「自治体戦略2040構想」など、新自由主義がもてはやされて地方自治体の役割や性格が変わろうとしています。また、大阪では維新政治が広がりを見せています。このような中で、大阪の自治体行政と住民の暮らしはどのようなものになっているのか。これから、どのような大阪をめざしていくのか。自治体の現場目線を重視し、大阪自治体問題研究所と一緒に調査研究を始めます。活動のスタートは11月20日です。

研究活動は大阪自治労連と多くの組合員の協力で進めたいと考えています。府内全市町村についての基本調査を行った後に特徴的な自治体を抽出して、ヒアリングなども行い、さらに深く調査していきます。実態を把握



大阪自治労連大会でフリップを掲げアピール

握した時期に、中間報告を発表します。約1年後には「提言」としてまとめることが目標です。

「まるわかりサポーター」を募ります。企画や調査スタッフなど、女性や若い組合員の協力をお願いします。

守口市学童保育指導員の雇い止め事件

大阪府労働委員会が「完全勝利命令」



府労委命令後の記者会見。原告団と弁護団

「雇い止めは不当」—職場復帰・団交応諾・誓約文の手交などを(株)共立メンテナンスに命令

大阪府労働委員会は10月14日、「守口市学童保育指導員の雇い止め事件」について、組合側の主張を全面的に認め、(株)共立メンテナンスの不当労働行為を断罪する勝利命令を下しました。午前10時、府労委の担当職員から守口市学童保育指導員労働組合の水野委員長に命令書が手交されました。その場で愛須弁護士が主文を読み、「これは完全勝利命令です」と確認し、原告4人が涙を流しながら支援者とともに喜びあいました。その後の会見には、多くの報道関係者と保護者の方々がかけつけました。保護者からは「先生方が雇い止めされ、暖かな家のような学童保育所が、単なる子どもを預かる場所になってしまった。早く戻ってほしい」との訴えがありました。

守口市の責任を追及し、一日も早い職場復帰をめざし世論と運動を広げる

命令書は、雇い止めされ立ち上がった指導員全員の職場復帰、雇い止めから今までの賃金支払い、団交応諾、誓約文の手交とポストノータイス(本社等への謝罪文を掲示する)を命じるものです。命令書の最後に府労委は、「会社の対応は、労働委員会制度の趣旨を全く理解しようとしないうちで、断じて容認できるものでないことを、念のため、附言する」とし、ホテル「ドゥーミーイン」などを経営する一部上場企業としての不誠実な態度を厳しく批判しています。私たちは、(株)共立メンテナンスと、学童保育事業の実施主体である守口市当局の責任を追及し、「指導員を一日も早く子どもたちのところに戻して」の世論と運動を大きく広げます。

—住民のいのちと暮らしを守る自治体本来の役割をとりもどすために—

今月のキーワード

労働委員会

労働委員会は、労働者が団結することを擁護し、労働関係の公正な調整を図ることを目的として、労働組合法に基づき設置された機関です。中央労働委員会と都道府県労働委員会があります。労働委員会は、公益を代表する委員(公益委員)、労働者を代表する委員(労働者委員)、使用者を代表する委員(使用者委員)のそれぞれ同数によって組織されています。労働委員会では、労働組合と使用者との間の集団的労使紛争を簡易迅速かつ的確に解決するため、①労働争議の調整(あっせん、調停及び仲裁)、②不当労働行為事件の審査、③労働組合の資格審査の事務を行っています。

今月のキーワード

最低賃金制度

最低賃金制度とは、最低賃金法にもつき国が賃金の最低額を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。つまり、憲法第25条の生存権を根拠とし、「労働をすることの対価として、人間らしい生活が送れるよう賃金を支給し、その労働力をさらにあげていこう、そして経済の発展に寄与する」ということです。国が賃金の最低額を定めるわけですから、定めた額がきちんと支払えるようにすることは国の責任ではないでしょうか。